

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 28 年 6 月 21 日号
岩沢北部・南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- ◆平成28年度の主な工事予定
- ◆区画整理課からのお知らせ

◆下水道課からのお知らせ



◆平成28年度の主な工事予定

平成28年度の主な工事は以下のとおりです。

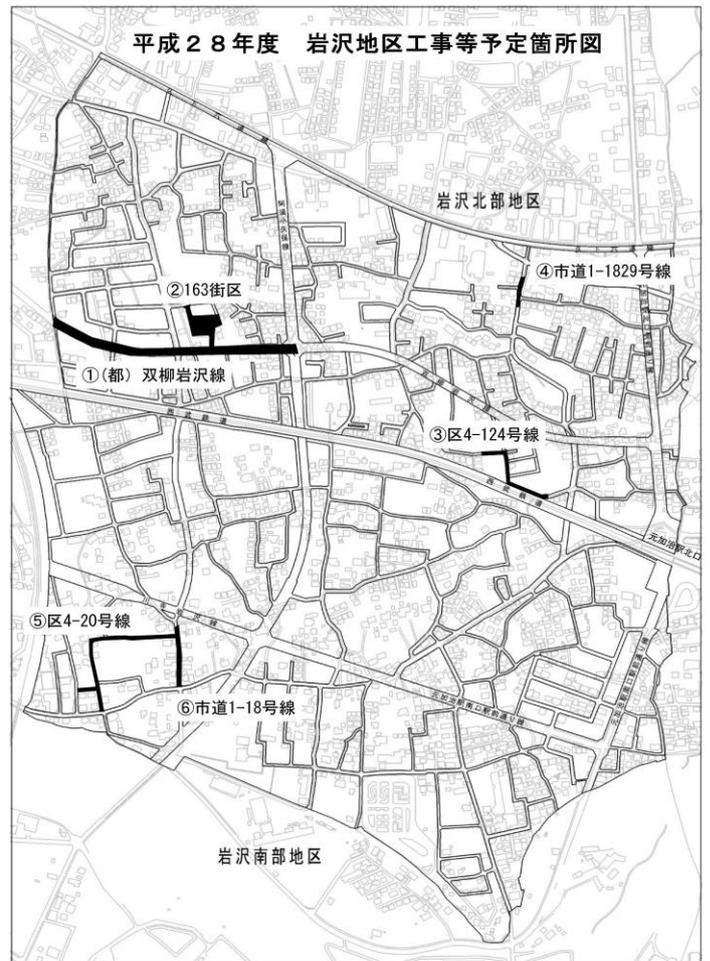
【岩沢北部地区】

- ① (都) 双柳岩沢線道路整備工事
- ② 163 街区造成及び区 6-105 号線ほか道路築造工事
- ③ 区 4-124 号線ほか道路築造工事
- ④ 市道 1-1829 号線道路擁壁設置工事

【岩沢南部地区】

- ⑤ 区 4-20 号線ほか道路築造工事
- ⑥ 市道 1-18 号線舗装打換工事

これらの工事を行うにあたり、必要に応じ迂回等が生じる期間があります。迂回等につきましては、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきますようご協力をお願いします。また、今年度の事業として埋蔵文化財調査、建物移転などを実施します。建物移転等につきましては、道路整備に関連した移転等を予定していますので、関係権利者の方々へ交渉を行います。



① (都) 双柳岩沢線



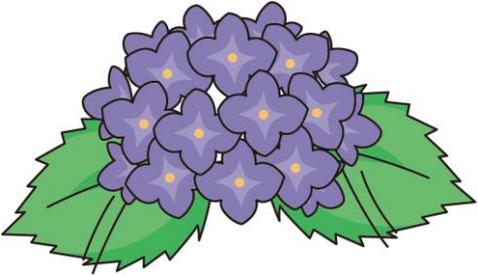
② 163 街区



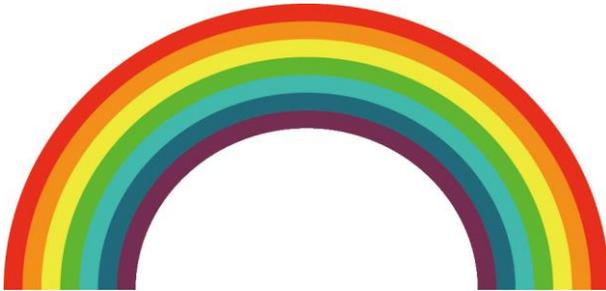
③区 4-124 号線



④市道 1-1829 号線



⑤区 4-20 号線



⑥ 市道 1-18 号線



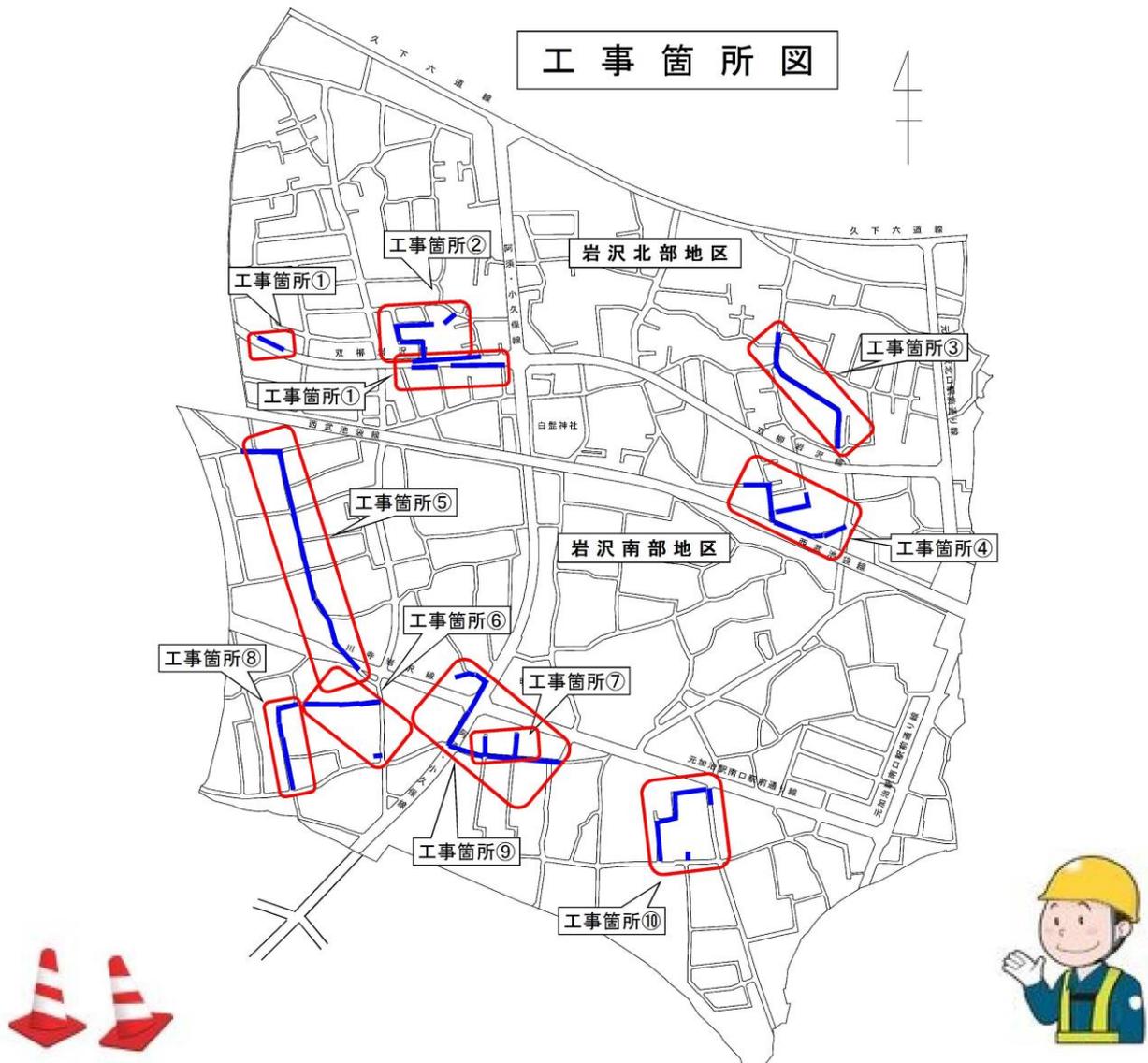
下水道課からのお知らせ

平成28年度岩沢地区の下水道工事予定についてお知らせします。(工事箇所図参照)

工事箇所図番号	工事着手	工事完了(予定)	備考
①	平成28年 6月下旬	平成28年10月下旬	
②	平成28年 8月下旬	平成29年 1月下旬	
③	平成28年 7月中旬	平成29年 2月下旬	
④	平成28年 8月上旬	平成29年 2月下旬	
⑤	平成28年 7月下旬	平成29年 2月下旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり
⑥	平成28年 9月下旬	平成29年 2月下旬	
⑦	平成28年 9月下旬	平成29年 2月下旬	
⑧	平成28年 7月下旬	平成29年 2月下旬	
⑨	平成28年 7月中旬	平成29年 2月下旬	
⑩	平成28年 6月中旬	平成28年11月下旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先: 下水道課 整備担当 042-973-3433



◆ 区 画 整 理 課 か ら の お 知 ら せ

平成28年度における保留地（宅地）販売の抽せん日程をお知らせします。

- 受付期間 平成28年8月3日(水)～8月12日(金)
8時30分～17時15分（期間中は、土・日・祝日も受け付けます。）
- 抽せん日時 平成28年8月19日（金）10時00分から
- 受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所
- 案内書、申込書及びパンフレットは、7月1日（金）から土地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。また、詳細については広報はんのう7月1日号及び市のホームページでもお知らせする予定です。
- 建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

○土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地設計の内容（仮換地案図や清算指数など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地設計の内容等についてご不明な場合は区画整理課までお問い合わせください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○電柱等移設へのご協力をお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電柱の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となり、電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行	飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042-973-8682
FAX	042-972-1242
Eメール	kukaku@city.hanno.lg.jp